

令和7年度 保育施設入所(園)案内

保育施設とは、保護者が働いている、病気である、看護にあたっているなどの事情により保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

「下の子の世話をするため」「集団生活に慣れさせるため」等の理由では入所(園)できませんので、あらかじめご了承ください。

入所(園)の受け入れについては、先着順ではなく保育の必要性の高い児童から順次行います。

●次に該当する場合は入所(園)できませんので、あらかじめご了承ください。

- 1.保育の必要事由に該当しない場合 ⇒ 入所(園)できる基準を確認してください。
- 2.定員に余裕のない場合 ⇒ 定員及び判定指標等の関係上、希望する保育施設に入所(園)できない場合があります。
- 3.集団保育が困難と判断される場合

●申請受付には1人15分程度かかりますので、時間に余裕をもって来庁してください。

令和7年4・5月入所(園)の受付期間

○1次選考 … 令和6年11月6日(水)～令和6年11月25日(月)

○2次選考 … 令和6年11月26日(火)～令和7年1月24日(金)

上記期間以降、4月入所(園)は令和7年2月25日(火)まで、

5月入所(園)は令和7年3月25日(火)まで受け付けます。

年度途中入所(園)の受付期間

… 入所(園)希望月の前々月25日まで隨時受付

(例)8月入所(園)希望 6月25日まで受付

※土曜日・日曜日・祝日を除く日の、8時30分～17時15分

お問い合わせ

観音寺市 健康福祉部子育て支援課こども施設係（観音寺市役所 1階⑤番窓口）

TEL: 0875-23-3903 FAX: 0875-23-3993

観音寺市保育施設一覧表

- 各保育施設の対象年齢等を確認のうえ、希望する保育施設を記入してください。
- 年齢定員枠を超えた場合や判定指標等により、第1希望の保育施設への入所(園)が難しい場合自動的に第2、第3希望の保育施設に決定する場合があります。

※認定こども園の定員は2号認定・3号認定のみです

令和7年4月予定

区分	保育施設名	所在地	電話番号	定員 (2,3号)	対象	標準保育時間	延長	備考
公立	観音寺こども園	観音寺町甲2558番地2	57-5220	310	6か月~	平日 : 7:30 ~ 18:00 土曜 : 7:30 ~ 12:30	平日 : X 土曜 : X	
	大野原こども園	大野原町大野原1675番地1	54-2069	269	6か月~	平日 : 7:30 ~ 18:00 土曜 : 7:30 ~ 12:30	平日 : X 土曜 : X	
	豊浜こども園	豊浜町和田浜1000番地	52-5110	175	6か月~	平日 : 7:30 ~ 18:00 土曜 : 7:30 ~ 12:30	平日 : X 土曜 : X	
	栗井保育所	栗井町1453番地	27-6255	60	2歳~	平日 : 7:30 ~ 18:00 土曜 : 7:30 ~ 12:30	平日 : X 土曜 : X	
	伊吹保育所	伊吹町486番地1	29-2124	45	1歳~	平日 : 7:30 ~ 18:00 土曜 : 7:30 ~ 12:30	平日 : X 土曜 : X	
私立	たんぽぽ保育園	豊浜町和田乙1090番地	52-1225	49	3か月~	平日 : 7:30 ~ 18:30 土曜 : 7:30 ~ 18:30	平日 : ○ 土曜 : ○	
	くれよん 認定こども園	大野原町花稻218番地1	52-3987	80	3か月~	平日 : 7:30 ~ 18:30 土曜 : 7:30 ~ 18:30	平日 : ○ 土曜 : ○	3歳児クラス から制服あり
	柞田こども園	柞田町丙1538番地	25-5115	154	3か月~	平日 : 7:30 ~ 18:30 土曜 : 7:30 ~ 18:00	平日 : ○ 土曜 : ○	
	愛和ハーベスト	木之郷町203番地	27-7440	100	3か月~	平日 : 7:30 ~ 18:30 土曜 : 7:30 ~ 17:30	平日 : ○ 土曜 : ○	
	観音寺 中部こども園	植田町1217番地3	25-8359	120	3か月~	平日 : 7:30 ~ 18:30 土曜 : 7:30 ~ 18:00	平日 : ○ 土曜 : ○	
	観音寺 ふたば保育園	本大町1483番地4	25-5388	140	3か月~	平日 : 7:15 ~ 18:15 土曜 : 7:15 ~ 18:15	平日 : ○ 土曜 : ○	
	高室保育園	高屋町12番地1	24-3130	110	3か月~	平日 : 7:30 ~ 18:30 土曜 : 7:30 ~ 18:00	平日 : ○ 土曜 : ○	
	アプリコット	柞田町甲897番地2	23-2430	12	3か月 ~2歳	平日 : 7:30 ~ 18:30 土曜 : 7:30 ~ 18:00	平日 : ○ 土曜 : X	連携施設 くれよん認定こども園
	ときわ保育園	植田町1217番地7	25-8359	12	3か月 ~2歳	平日 : 7:30 ~ 18:30 土曜 : 7:30 ~ 18:00	平日 : ○ 土曜 : X	連携施設 観音寺中部こども園
	あいわ BabyRoom	木之郷町99番地1	57-1501	12	3か月 ~2歳	平日 : 7:30 ~ 18:30 土曜 : 7:30 ~ 17:30	平日 : ○ 土曜 : X	連携施設 愛和ハーベスト
事業所内	あおぞら保育園	村黒町597番地1	24-8300	5	2か月 ~2歳	平日 : 8:00 ~ 19:00 土曜 : 8:00 ~ 19:00	平日 : X 土曜 : X	定員は地域枠です。 松井病院従業員の方は従業員枠 での申込になります。

○短時間保育の利用時間は8:30 ~ 16:30となります。(あおぞら保育園のみ8:00 ~ 16:00)

※就労時間が短い場合(9:00 ~ 16:00)や求職活動中及び育児休業中は短時間保育になります。

必ずこの時間内でのお迎えをお願いいたします。

○標準時間の認定でも、実際に施設を利用できるのは、保護者が保育できない時間のみです。

お仕事等が終わり次第、速やかにお迎えをお願いいたします。

○小規模保育施設は1歳クラス又は2歳クラスになる時点(各保育施設で異なります)で、他施設への転所(園)希望がなければ自動的に連携施設への転所(園)となります。

○土曜保育、延長保育に関しては、保育施設によって開設日数や時間等が異なります。
くわしくは、事前に希望している各保育施設へ確認、相談をお願いいたします。

○ならし保育は「入所(園)」の取り扱いとなりますので、ならし保育を含めた利用開始月が入所(園)
希望月となります。ご注意ください。

○各保育施設の詳しい情報は観音寺市のホームページ(子育て・教育⇒保育施設・幼稚園⇒保育施設への入所)で確認できます。(県の保育施設のページにリンクしています。)

保育施設へ入所(園)できる基準

○観音寺市に住民登録されている児童であること。児童と同世帯に保護者がいること。

父又は母が別世帯(他市在住も含む)の場合は、必ず申込書の備考欄に現住所を記入してください。
※住民票が観音寺市にあっても生活の実態が市外にある場合は入所(園)できません。ご注意ください。

	事由	具体的な状況	保育必要量の認定区分
1	就労	月64時間以上の就労 (1日4時間の場合、週4日以上が目安です)	①標準時間認定： 月120時間以上の就労 ②短時間認定： 月120時間未満の就労
2	妊娠・出産	出産予定である又は出産後間もない。 入所可能期間：出産月を挟んで、前後2か月。 合計5か月間 ※実際に生まれた月が予定と異なる場合は、実際に 生まれた月の後2か月までとなります。	標準時間認定 ※短時間も可
3	疾病・障がい	保護者が疾病もしくは負傷又は心身に障がいを有して いて、児童の保育に支障がある。	標準時間認定 ※短時間も可
4	介護・看護	その児童の家庭に長期にわたる病気や、心身に障がいの ある人がいて、常にその介護・看護にあたっている。	標準時間認定 ※短時間も可
5	災害復旧	震災、風水害、火災等の災害の復旧にあたっている。	標準時間認定
6	就学	学校や職業訓練校等に通い、保育にあたれない場合 (自動車学校、短時間の習い事、塾、教室等は除く。)	申請内容により判断
7	虐待・DV	虐待やDVのおそれがある。	標準時間認定
8	求職活動	求職活動を行っている。 ※入所(園)後3か月以内に就労先を決定し、速やかに就 労証明書を提出すること。 <u>決定・提出の無い場合は退所 (園)となります。ご注意ください。</u>	短時間認定
9	その他	市長が認める上記に類する状態にある場合。	申請内容により判断

保護者が育児休業を取得する(又は取得している場合) ⇒ 短時間認定

育児休業期間中は家庭での保育になりますが、慣らし保育があるため職場復帰月の
前月1日からの入所(園)希望が可能です。

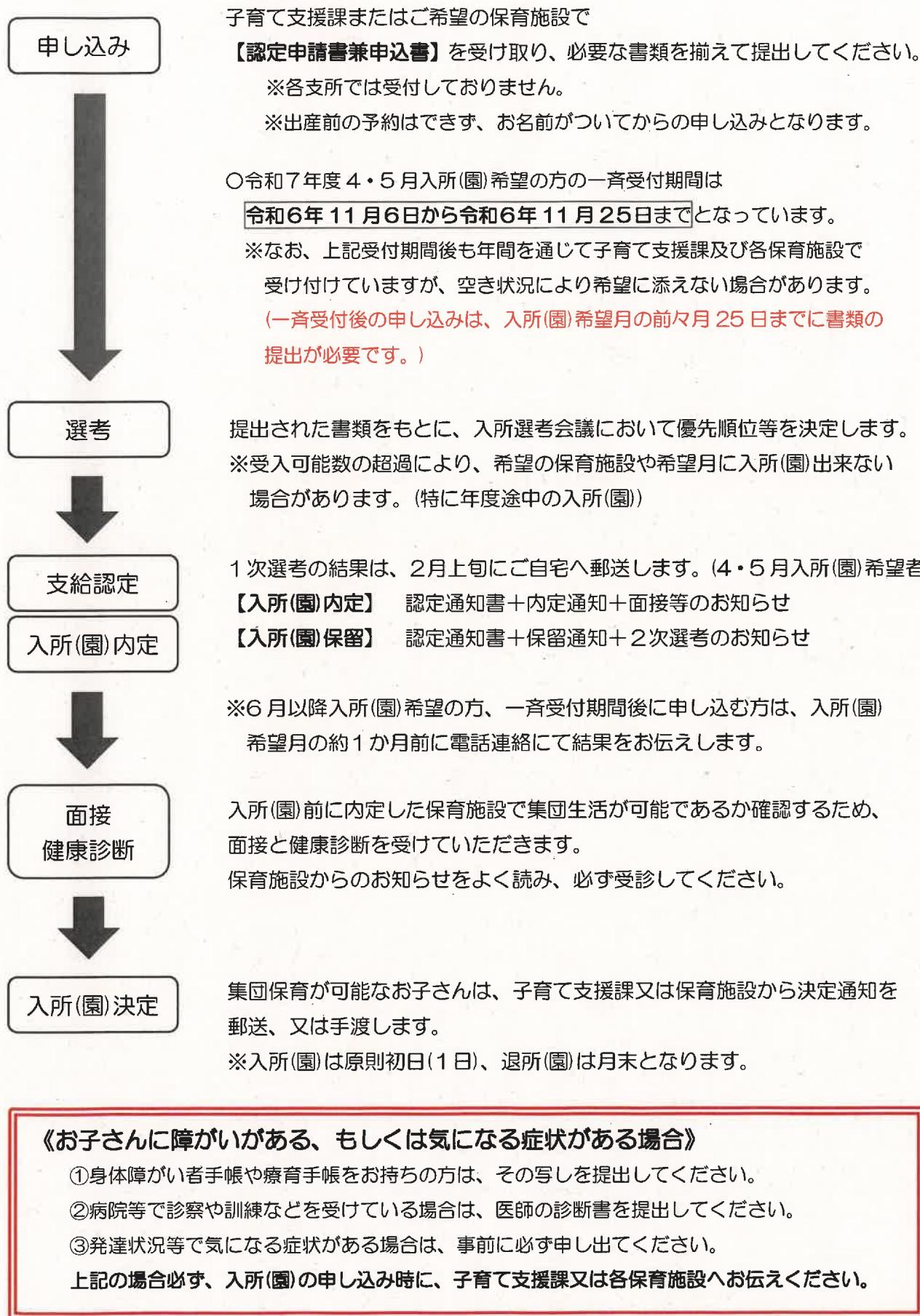
詳しくは、P9の申し込みにあたっての注意をお読みください。

復帰後は必ず1か月以内に復職証明を提出してください。

◇育休延長及び育児給付金の延長のみを目的とした申し込みはできません◇

入所(園)手続きについて

《申し込みから入所(園)までの流れ》



《申込みに必要な書類》

必要な書類が揃ってからの受付となります。必ず募集期間内に提出してください。

※提出書類に不備がありますと、判定ができませんのでご注意ください。

	提出書類一覧	注意点
1	観音寺市保育所(園)・認定こども園等認定申請書兼入所(園)申込書	記入漏れのないようにしてください。 申込児童1人につき1部必要です。
2	入所(園)理由の確認書類 ※就労証明など 下記表1参照	父母どちらも必要です。(※きょうだいでコピー可)
3	住居の売買契約書又は賃貸借契約書等	観音寺市へ転入予定の方のみ必要です。住所・契約者・引渡し日・入居予定日 等の確認ができるもののコピー

表1

入所(園)要件	必要書類
就労	<p>① 外勤で働いている場合 ⇒ 会社または事業所での証明 ② 自営業・農業等の場合 ⇒ 中心者による証明</p> <p>就労証明書に加えて下記の添付書類が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自営業主 営業許可証、税務署へ提出する開業届出書、確定申告書等の写しにより自営業が確認できるもの • 家族従事者 タイムカードや給与明細書、賃金台帳等、継続的に働いていることが確認できるもの（直近3ヶ月分） <p>③ 内職の場合⇒ 事業所による証明。ただし、就労時間や就労実績等、事業所が証明できない事項のみ就労者本人が証明。</p>
妊娠・出産	母子手帳(表紙と出産予定日が記入されているページ)のコピー
疾病・障がい	診断書(家庭で保育が困難である旨の文言が必要)、障害者手帳のコピー
介護・看護	診断書、障害者手帳のコピー
災害復旧	り災証明書
就学	在学証明書、時間割等の就学状況が分かるもの
求職活動	<p>求職活動申立書 入所(園)後3か月以内に就労先を決定し、速やかに就労証明書を提出してください。</p> <p>3か月以内に決定・提出のない場合は、退所(園)となります。ご注意ください。</p>

※上記の書類に記入した事項に変更が生じた場合は速やかに子育て支援課に届けてください。

(虚偽の記載があった場合は、判定が無効となります)

保育料・給食費について

保育料等は、大切なお子様を安全・安心にお預かりするために必要となる経費に充てていますので、保育運営に支障が出ないよう速やかに納付をお願いします。

保育料等の滞納は、滞納なく支払っている保護者の方や、入所できずに待機している方に対する公平性に欠け、保育所等入所基準表で減点の対象となります。

◎3歳児～5歳児クラスについて

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まり、利用料が無償化されています。

給食費分（主食費・副食費）は、支払いが必要です。各保育施設で支払い方法が異なりますので、ご確認ください。

※P7の「観音寺市多子世帯免除」に該当する方や、年収360万円未満相当世帯については給食費が無償になります。

◎0歳児～2歳児クラスについて

- ・保育料に給食費を含んでいます。
- ・保育料決定後に確定申告（修正申告）をされた方は、保育料が変更になる場合がありますので、お知らせください。
- ・世帯構成や就労時間等が変更になった場合は、保育料の変更は翌月からになります。
世帯状況等に変更があった場合は、必ず速やかにお知らせください。

●保育料の決定 ⇒ 保護者の市民税額の合計で決定します。

- ・父母に収入がない場合、他に扶養義務者がいる場合はその方の市民税額で決定する場合があります。
- ・税の申告がないと仮決定(最高額)になります。
- ・住宅借入金等特別控除、寄付控除、配当控除、外国税額控除等の住民税特別控除についてでは、保育料を決定する際の税額には適用しません。控除前の税額で決定します。

●保育料の算定 ⇒ 每年9月に市民税の年度が切り替わります。

- ・R6年9月～R7年8月の保育料

令和6年度市民税(令和5年1月～12月の収入)で決定。

- ・R7年9月～R8年8月の保育料

令和7年度市民税(令和6年1月～12月の収入)で決定。

- ・育児休暇中や収入がない場合であっても税の申告は必要です。未申告の方は必ず申告をお願いします。

◇公立保育施設・私立保育園

【保育料の納付について】 保育料の納付は「口座振替」です。

振替日は毎月末日です。(12月は25日頃) ※当日が金融機関休業日の場合は翌営業日

【取扱金融機関について】 下記の金融機関でお願いします。

百十四銀行、中国銀行、香川銀行、四国銀行、観音寺信用金庫、四国労働金庫、
香川県農協、西日本信用漁連、ゆうちょ銀行、高松信用金庫

【観音寺市保育料口座振替依頼書について】

保育施設内定後に保育施設よりお渡しします。

①必要事項を記入してください。

依頼書は、3部複写となっておりますので、3枚ともに押印してください。

※必ず、通帳の届出印かどうか確認して押してください。

②記入できたら、金融機関に提出してください。

③1枚目…金融機関保管　・2枚目…観音寺市控　・3枚目…申込者控

2枚目の観音寺市控を提出してください。金融機関から観音寺市控を渡されなかった場合は直接市に控えが届きます。(金融機関によって異なります)

【口座の変更について】

・保育料を引き落としている口座を変更したい場合は、新たに「保育料口座振替依頼書」が必要になります。在籍している保育施設又は子育て支援課にお知らせください。

※当月に間に合わない場合がございますので、ご了承ください。

【口座振替ができなかった場合について】

・不納通知を送付します。通帳の記帳等で確認のうえ、速やかに納付してください。

・事情(納付が困難、遅れる等)がある場合、子育て支援課窓口にてご相談ください。

分割納付や児童手当を充当することもできます。

◇私立こども園・小規模保育園・事業所内保育園

各保育施設で振替日、納付方法、利用できる金融機関等が異なります。

詳細は各保育施設にお尋ねください。

ご注意ください!

- ・児童手当法の改定により、保育料の未納が3か月を超えて続く場合には、児童手当より特別徴収(天引き)させていただきますのでご了承ください。
- ・著しい滞納がある場合には、次年度の入所継続ができない場合があります。

令和7年度 観音寺市保育施設利用者負担額表

年度の初日の年齢で保育施設利用者負担額（保育料）を決定します。途中入所(園)の場合も同じです。

階層	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		R4.4.2以降生まれ		H31.4.2～R4.4.1生まれ	
	保育時間の区別	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1	生 活 保 護 世 帯				
第2	市民税額 非課税世帯 (均等割・所得割税額とも0円)	0円	0円		
第3	均等割税課税世帯及び 所得割税額が48,600円未満	18,000円	17,700円		
第4	市民税額 48,600円以上 97,000円未満	30,000円	29,600円		
第5	97,000円以上 133,000円未満	37,000円	36,400円	0円	0円
第6	133,000円以上 169,000円未満	44,000円	43,300円		
第7	169,000円以上 301,000円未満	50,000円	49,200円		
第8	301,000円以上 397,000円未満	52,000円	51,200円		
第9	397,000円以上	55,000円	54,200円		

※令和元年10月から全ての3～5歳児と上記表の第1階層、第2階層に該当する0～2歳児の保育料が無料となっています。

多子観音寺市免除	◎保護者が市内に在住で生計を同じくしていて、現に扶養している子の中で • 同時期に保育施設や幼稚園等に通っている兄姉がいる場合 ⇒ 2人目（就学前第2子）無料 • 兄姉の年齢や住所地に関係なく、保護者が扶養している場合 ⇒ 第3子以降無料
----------	---

利用者負担額表（3歳未満児）の第3階層と第4階層の途中までの保育料が、下記のように軽減されます。

階層	軽減措置区分	ひとり親世帯等 ※1		二人親世帯	
		第1子	第2子	第1子	第2子 ※2
第3	均等割税課税世帯 及び 所得割税額が48,600円未満	8,000円	0円	全額	半額
第4	48,600円以上 57,700円未満				半額
	57,700円以上 77,101円未満	9,000円	0円	全額	----- 全額
	77,101円以上 97,000円未満	全額	全額	全額	全額

※1 在宅障がい児（または保護者）のいる世帯及び生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯の場合も含まれます。

※2 就学前第2子無料が適用される場合、そちらが優先されます。

よくある質問



Q：保育所(園)、幼稚園、認定こども園に違いはありますか。

A：保育所(園)…就労等の事情により保護者に代わって保育する施設
幼稚園…満3歳以上の幼児に教育を行う施設
認定こども園…幼稚園と保育所(園)の機能をあわせ持つ施設
いずれも、将来の礎となる「幼児教育の場」です。

Q：施設の類型、運営主体は様々ですが、行事の有無や保育の内容に大きな違いはありますか。

A：保育施設ごとに特色はありますが、施設類型や運営主体の違いによって、保育の内容に大きな差はありません。行事について詳しくは各保育施設にお問い合わせください。

Q：保育施設によって、保育料は異なりますか。

A：保育施設一覧表(P1)に掲載されている保育施設は、すべて同じ金額です。
(事業所内保育園の従業員枠を除く)

Q：保育施設は見学することができますか。

A：保育施設によって、保育方針・雰囲気・諸経費等さまざまな違いがあります。
お子様が毎日通う施設ですので、事前に見学し、お子様に合った施設を選択されることをお勧めします。※見学の有無は、利用調整に影響しません。

Q：入所(園)申込を取り下げる、内定を辞退する場合に提出物はありますか。

A：保育施設入所(園)申込み取下げ届を提出してください。用紙は子育て支援課窓口または観音寺市のホームページからダウンロードできます。取下げるとすぐに次の入所(園)児の決定を行いますので、十分検討のうえ手続きを行ってください。

Q：入所(園)保留となりましたが、改めて申込みをしないといけませんか。

A：申込みは令和8年3月31日まで有効ですので、改めて申込みを行う必要はありません。
しかし、入所(園)希望月・希望保育施設等、申込内容に変更がある場合は必ず申し出てください。なお、保育の希望がなくなった場合は、必ず利用申込の取り下げ手続きを行ってください。

Q：ならし保育の期間はどのくらいですか？

A：お子様の年齢や状態、保育施設によってならし保育の時間や期間は異なりますが、通常2～3週間程度です。ご家庭から保育施設へ環境が変わることにより、お子様にとって心身ともに負担となります。ならし保育は、少しずつ環境に順応してもらうため行うものです。
入所(園)後にかかるお子様のストレスを軽減できるよう、入所(園)にむけて、母乳の方は早めにご家庭で粉ミルクへの移行(哺乳瓶で飲めるように)をお願いします。また、施設では食べたことのある食材のみ提供可能です。離乳食で食べられるものを広げるなど、協力をお願いいたします。詳しくは、希望している保育施設にお問合せください。

申し込みにあたっての注意

●観音寺市へ転入予定で申し込みをされる方

認可保育施設への申し込みは、転入が確実な方のみ可能です。住民票を異動した場合でも、生活の実態が観音寺市で確認できない場合は入所(園)できません。ご注意ください。

(例) 転入後の住所が確定している、家を建てている など

必要書類 住居の売買契約書、賃貸借契約書 など

- ・児童のみの転入ではなく、必ずどちらかの保護者が児童と同世帯に転入してください。
 - ・転入確定までは、仮受付になりますのでご了承ください。
 - ・転入が確認できない場合、入所(園)取り消しとなる場合があります。
- (入所(園)月の1日時点で住民票が観音寺市にあることが必要です。)

※転入前の住所地で保育施設へ入所(園)されている方は、観音寺市での保育施設への入所(園)が確定してから転入手続きをお願いします。観音寺市の保育施設に空きがない可能性がありますので、転入してしまうと前の保育施設の継続ができなくなる場合があります。

●育児休業中に申し込みをされる方

◎育児休業中に新規で申し込む場合

慣らし保育があるため、職場復帰月の前月1日からの入所(園)希望が可能です。

(例) 2025年5月10日復帰 → 2025年4月1日入所(園)希望

◎すでに在籍児がいて継続希望の場合

出生した児童の1歳の誕生日を含む月の翌月1日までに元の職場に復帰する予定(育児休業取得証明書を提出)かつ出生した児童の入所(園)申込みの提出がある場合に限り、在籍児童の継続ができます。

(例) 2024年11月10日が誕生日 → 2025年12月1日までの復帰

また、出生した児童の入所(園)申込みをしたが入所(園)できなかった場合は、育児休業期間中でも引き続き在籍児童の継続が可能です。

※育児休業取得証明書を出した時点で、1年以上の育児休業を取得することが決まります。在籍児童は妊娠出産期間終了後退所(園)となります。

※入所(園)決定後、育休復帰日を延長または入所(園)月を変更することはできません。

場合によっては内定取消しとなる場合があります。ご注意ください。

※各給付金(育児休業給付金等)については、ご自身の責任においてよくご確認ください。

また、入所(園)希望月以前(入所(園)申込みがない月)の「入所保留通知」は発行できません。事前に就労先、ハローワーク等で十分に確認したうえで申し込みください。